

(書式 1 - 3 - 3 - 3)

特別受益に関する事項を記載する付言

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者が相続開始時に有するすべての財産を、遺言者の二男
〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

第2条 遺言者は、この遺言の執行者として、前記の〇〇〇〇を指定する。

【付言事項】

長男の〇〇〇〇には、起業資金として1000万円を既に贈与しているため、
長男〇〇〇〇には遺産を相続させないこととした。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

相続人が複数いるとき、特定の相続人に多くの遺産を遺す旨の遺言を書く場合は、他の相続人から不満が生じる可能性がある。なぜ、そのような遺言を遺したか、理由を明記しておくことで、不要な争いを予防することができる。ただし、付言によっても相続人の遺留分がなくなるわけではないため注意が必要である。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所